

令和元年度第2回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日 時 令和元年5月21日(火) 午後2時～

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第4会議室

▽出席者 委員側 汐見会長、平田副会長、宮前委員、山崎委員、二瓶委員、臼井委員、植松委員、久保委員、木下委員、栗原委員、林委員、高橋委員、田中委員、仲委員、中田委員、濱田委員、墓田委員、畑山委員、(18名)
事務局側 沼尻子ども家庭部長、柏木こども家庭部次長、二村子育て応援課子ども政策担当主幹、岩田子ども家庭支援課長、石田子ども家庭支援課長補佐、吉本保育支援課長補佐、古塩児童青少年課長、松本児童青少年課長補佐、横山保育支援課支援計画係長、神田保育支援課認定給付係長、長嶋保育支援課管理係長、三宅児童青少年課放課後児童係長、藤川児童青少年課青少年係長、若山子育て応援課推進係長、隅内子育て応援課推進係職員、大沢子育て応援課推進係職員、河野子育て応援課推進係職員(18名)
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

▽欠席者 酒井委員、木嶋委員(2名)

▽傍聴者 1名

事務局

それでは皆様、よろしいでしょうか。改めまして皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また本日は荒天の中、本会議にご出席を賜り、まことにありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。まず、資料の確認をさせていただきます。

(※事務局 資料確認)

続きまして、事務局より2点ご報告等をさせていただきます。1点目、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、酒井委員、木嶋委員の2名でございます。また中田委員につきましては、都合により遅れるとのご連絡をいただいております。

本日の会議は、委員20名のうち、現時点で17名の委員にお集まりいただいております。出席委員数が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

2点目、本日の審議会の傍聴についてでございます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、5月11日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたところ、1名の応募がありました。傍聴者を入場させてよろしいかどうか、委員の皆様にお諮りしたいと存じます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは入場させていただきます。

(※傍聴者、入場)

事務局

それでは、次第の「2 議題」に移らせていただきます。ここから先の進行につきまして、会長をお願いしたいと思います会長、よろしくお願ひいたします。

【次第2 議題(1) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について】

会長

改めて、皆さん、こんにちは。お足元の悪いと言ったら本当に悪いですが、粛々と議論を進めてまいりたいと思います。

本日の議題については、大きくは2つ。「教育・保育の『量の見込み』及び『確保方策』について」。保育所をどう増やしていくかという議論です。それから2つ目は、「平成30年度の府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」議論していただきます。

それでは、最初の議題1、「教育・保育の『量の見込み』及び『確保方策』について」、まず事務局のほうから説明をしていただきます。お願ひします。

(※事務局 資料3 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について説明)

会長

まず、ただいまのご説明、ご提案に対して、ご質問並びにご意見をご自由にいただきたいと思ひます。読み方がよくわからないとか、計算の仕方がよくわからないということがございましたら、率直にいろいろお聞きください。

特徴は、推計値というのはそもそも推計なので、絶対にこういうふうになるというわけではなく、またどこかで修正が必要になるかもしれませんが、一応これが今、基準の数値として使わざるを得ない。

0歳の乳児の保育所への希望の割合は、しばらく上がらないという推計になっているわけですね。28.27%。これは一昨年、昨年と下がってきているということで、0歳児で保育所を希望する人は継続的にふえていくと見なせないという判断なのですね。これはさまざまなファクターがあると思ひます。

それに対して1、2歳児のほうは、まだしばらく保育所を希望する人たちが増えていくだろうと、そういう計算になっているのですね。6割近くになるということであります。これは相当多いパーセントになってきていると思ひます。それで計算していきますと、当然、1、2歳児についてはかなり不足してしまうということで、それを数としてこなすには、あと2つの保育所を新たに建設する必要があるというご提案です。

よろしいですか。どんなご質問でも結構です。

委員

0歳児の3号が増える見込みはないということなのですが、これは出生数が減っていると

ということも加味して割合で出していらっしゃるということでしょうか。結構、実績としてはこの5年間で増えてきているようなのですが、働く方、女性が社会に戻って働くという方がやはりこれから増えていく見込みだとおっしゃっていましたが、これが減っていくという根拠はどういうことでしょうか。

事務局

0歳児の過去の実績を見ていただきますと、資料3の(1ページ)別紙になりますが、平成29年度までは支給認定割合が24.97、26.68、29.08と着実に伸びているのですが、平成29年度から平成30年度を見ていただきますと、29.08から29.52と伸び率が鈍化している状況にあります。さらに、平成30年度から平成31年度を見比べていただきますと、ここで初めて減少に転じております。

この傾向からいたしますと、増加傾向は一旦落ちつき、その後、減少に転じているもののこのまま減少が続くものと見るまでは至らない単年度の減少なので、これが継続するとまでは見えないのですが、増加傾向は一旦落ちついたと実績からは見ております。

また、育児休業の取得率は国のデータで示しますところによりますと、大体8割ぐらいの女性の方が取得するというので、年々これも増加傾向にあるというデータもございます。なので、0歳児のうちに預けたいと考える割合としては、これ以上伸びることはないであろうという推計に基づきまして、こちらの数字を算出しております。

以上でございます。

会長

ということだそうですが、よろしいでしょうか。

他の自治体などを参照されましたでしょうか。どういうふうに関他の自治体では推計しているというのとは。

事務局

申しわけございませんが、他市の推計の状況につきましては、公開されている資料がございませんので、確認できておりません。次回までに事務局のほうで確認させていただければと思います。

会長

ここは議論のところかもしれませんが、今、実は大慌てで待機対策で保育所を増やしてきましたけれども、いろいろなところで0歳が埋まらないということが起こってきています。横浜などは典型的にそうですね。

子どもの絶対数が減ってきているというのはすごい減り方なのですね。去年は94万人しか生まれていません。少し前まで110万人だったのですが、これがこのままいくと、今の出生率で行くと、毎年数万人ずつ減っていくことになりまして、30年後ぐらいにはもう50万人台になると言われています。

ですから、0歳のパーセントを増やしていかない限り、入所率を増やしていかない限り、

埋まらないのです。だけど、どうも今の見通しとしては、大体ピークに来ていて、減っていかないかもしれないけれども、このあたりでという。減っていかなくても全体数は減ってきますから、空きが出てしまうのです。

ついでに言いますと、ヨーロッパは、昔は0歳児保育をやっていましたが、今はほとんどの国でやっていません。やはり育児休業制度等が整ったために、日本のように0歳児の集団保育をやっているというのは国際的な学会で発表すると、黒山の人だかりになります。びっくりしたと、私たちが発表したときに。というぐらいに全体としては、0歳は家庭で見えていくという方向に変わってきているのですね。

ですから、それでもやはり必要として預けなければいけない人はいるわけですから、それが3割を超えないという見通しになっているということなのですね。そうでない状況が出てきたら、また修正しなければいけません、今のところは今後の5年間ということであると、この28、29%台で一応とまるのではないかと見通しだということなのですね。

ですから、ここはもう既に、しかも全体数が減っていきますから、少しずつ0歳児の空きが出てくると思います。これは保育園にとっては大変です。0歳児の空きが出ると、一応定員が10人だとしたら先生4人は常に雇っておかなければいけない。ところが、8人しか来ていないと、4人の何十万円というお金は、来ないのに給料は払わなければいけないので、1,000万円ぐらい赤字になってしまうことがよく起こります。

ですから、0歳児の定員が埋まらないというのは、保育園にとっては死活問題なのですが、「増やせ増やせ」と言われてきたものだから、どこも定員を増やして、その分、先生を雇わなければいけないですから、なかなか悩ましいところなのですね。

それに対して、1、2歳児でやはり保育園にというのは、働きたいという女性がどんどん増えてくるということになりますし、孤立した育児はもう我慢ならないという人たちもたくさんいますから、これはしばらく増え続けるだろうということです。

これは急速な増え方ですね。ちょっと前まで、10年ぐらい前は日本全体で20数%でした。僕らが国会議をしていたときはね。今は全国でも40数%で、府中市などは6割近くになっています。これに対しては対応せざるを得ないということです。

よろしいですか、ほかに。今のようなご質問をどんどんしていただければと思います。あとで「ええ、そうだったの」ということにならないように、ぜひお願いします。

だから、大変難しいところです。つくり過ぎるともう経営がとんでも大変になりますからね。

一方で、一番下のほうにあります。そういう不安定な状況から、きれいに読み切れない状況の中で、民間さんにその辺のことをいろいろご苦労いただくということで、公立のほうはできるだけ減らした上で、拠点的な仕事をするようにということで、再編成しているとその計画も下に書いてあるわけですね。

ついでに、私のほうから聞いていいですか。10月から保育料の無償化というのがこのままだったら通る可能性があるのですね。通るといえるのは具体化される可能性があるのですが、保育料の無償化というのは、主に3歳以降の親が払っている保育料をより支援していくということで、直接園にお金を渡すわけではないのですね。直接園にお金を渡す場合は教育政策でやっていくのです。例えば幼稚園の場合は、でも、そうではなくて、親の保育料を支援ということになるので、どちらかというと福祉的な意味合いを持つ政策になっていて、ただし、

親に直接お金を渡しますと、どこに消えてしまうか、何に使うかわからないということもありますので、それでこういう形で園に行くという形にならざるを得ないのですけど。

そうすると、3歳からの無償化のお金というのは、大体8,000億円、9,000億円かかるのですが、その半分は国が出すのです。25%は東京都が出すのです。残りの25%は府中市が出すのですね。そうなったら、結局、無償化ということは、通れば、府中市は全部自前でやらなければいけないわけです。そうすると、幼児教育予算というのはやはりかなり負担が増えるということになりますね。その辺どうなっているか。

事務局

無償化に関するご質問ですが、そもそも、これまでもそうですが、保育園さんとかの運営費については国の負担、都の負担、市の負担ということでございました。無償化になりましたら、引き続き国の持つ2分の1と東京都の持つ4分の1、市が持つのは4分の1ということで、それは継続されますので、無償化がやはり3歳から5歳については全ての、保育園でいえば全ての方がこれまで払った保育料を取らなくなりますから、要はその部分については、国と都と市の持ち出しの部分が増えるという形になります。

公立の部分については、さらに国のほうからもお金が入ってきませんので、保育料でいたいたものは全て市が一般財源で出すような形になってまいります。

あとは、幼稚園のほうで見ますと、幼稚園の就園奨励費というものが、そもそも国が3分の1を負担していたのですが、残りは市が負担していた部分がありましたけれども、その部分については今度は国が2分の1を負担しますよということで、それと今まで負担していなかった東京都も4分の1を負担しますよということになりましたので、市の負担としては想定よりもそれほど大きな負担にはなっていないという現状です。

保育園と幼稚園とを合わせまして、市の負担ということで考えますと、一般財源のお金の負担でいいますと、今年度につきましては半年分で約1,500万円程度の一般財源の負担増が見込まれるかなと。

それと、通年でいいますと、3,000万円程度を見込んでおりますけれども、この段階で見込んでいたものは、まだ東京都の制度とかそういった詳細が出てきていなかった部分がありますので、そういったものについては現行どおりのルールで積算をしておりますので、東京都がまた多子世帯の軽減ですとか、そういった新たな施策の説明会がありましたので、そういった部分を今後どう取り入れていくかというところで、その辺の財源負担としては多少変動があるかなと見込んでおります。

会長

制度が複雑に変わるというのですか、境目ですので。府中市としては結局、負担増になるのかどうかが一番大きなことで、ある程度は負担増。もうちょっと複雑ですね。例えば、給食費などの負担割合がまた変わるのですね。原則、今度は幼稚園も保育園も、同じように無償化するのですが、今、保育所の2号、3歳、4歳、5歳の子どもさんたちの給食費については主食費と副食費は異なるのですが、副食を働いている人たちがおかずまでつくるというのは大変だからと、それは一応、保育料の中に含まれているのですが、主食については別に

取っているわけですね。

ところが、今度、幼稚園が無償化になったときに、幼稚園の給食は基本親が払っているわけですが、保育園のほうは半分がこの保育料の中に入っているとすると、不公平が生じるということで、保育園のほうも給食費は基本的に、両方とも親に払っていただくという形で公平さを図るというプランが出ているわけです。最終的にどうなるかはわかりませんが。

そうなったときには、その分の負担を今度は親のほうがあると、複雑なことになっていくので、どうなるか。僕らは「自治体は本当に大変です」と言っているのです。そういうことを細かに計算して、それをちゃんと。法律ができてしまったものですから、担わなければいけなくなります。だけど、それをやるときにはまた微調整をしなければいけない問題がいっぱいあって、そういうことを念頭に置きながら、保育所を1つ増やしていく、2つ増やしていくということは、財政上どうなっていくのかということになっていくわけです。今回は、判断として、あと2園増やすということで、何とかそれを乗り切っていこうということですね。

その辺のことは、必要な場合にまたいろいろ説明いただきたいと思いますが、背景にはそういうことがあるということをご承知おきください。

よろしいでしょうか。見込みについて、こういうことになっているということです。確保方策ということで、2園をということなのですが、ここで承諾すれば先に進むことになるのですが、お認めいただけるということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の議題です。議題2は、「平成30年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」ということであります。これについて、まず、事務局のほうから、皆さんのお手持ちの資料に基づきながらご説明をいただきます。お願いします。

【次第2 議題（2）平成30年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価について】

（※事務局 資料4 府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価について説明）

会長

ありがとうございました。この子ども・子育て審議会で策定された中期の支援計画のいけば進捗状況を毎年チェックしていくわけですね。今ご説明いただいたのは、各ページを見ていただければわかりますが、「3」とついているのは、原則、計画どおりにやっているというところが「3」になっています。「2」というのはやや変更はあったけれども、おおむね目標を達成しているのではないかと。「2」のところは今、2カ所あったわけですね。7ページ、8ページ。

それ以外のところは、ご覧いただければわかりますが、基本的には「3」で、計画どおりに一通り達成しているということです。計画以上にというのが「4」になるのですが、そういうところにはなかなかいかないのですが、ほとんどのところが一応計画どおり達成してきているということで、その中で特に新しい動きがあったところを今、説明していただいたところになります。

この評価は一通り目を通してきていただいたかもしれませんが、これはどうなのか、この

評価はどうかのと、そういうことがもしございましたら、ご自由にご意見、ご質問ください。ここは自由に議論を。「ちょっと甘いのではないか」とか、そういうことがあればどんどん出していただければと考えています。

委員

基本的なことかもしれないのですが、4ページの「利用者支援事業」の中で、平成28年度、計画のところ「市内2カ所で利用者支援事業を実施」というのが、27年、28年が特定型だけで、29年から基本型と特定型とあるのですが、この特定型と基本型というのはどのように違うのか教えていただきたい。

また、下のコメントのところ「母子保健型の利用者支援事業を開始した」とありますが、これは具体的に内容というのとはどのようなものか教えていただきたいと思います。

事務局

基本型と特定型との違いでございますが、基本型というのは一般的に子育て全般にかかる支援を地域連携により行うための施設。特定型になりますと、保育所等の案内ですとか、情報提供を行う施設というところで大きな分けがございます。

事務局

母子保健型の利用者支援事業になりますけれども、目的といたしましては、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児の悩みに対応するために保健師等が専門的な目線からご相談を受けていくこと目的としています。具体的には、妊娠届けのところで専門職による全件面接をいたしまして、台帳を作成しております。妊娠期から子育て期、出産後に使えるようなサービスのほうを紹介させていただいて、安心して子育て、出産していただけるようにすることが、母子保健型の利用者支援事業の内容となっております。

会長

よろしいですか。どんどん聞いてください。

委員

保健センターではお子さんの発達障害などの健診で引っかかった心配なお子さん、何人か来てもらってケアして、お母さんのケアをするというような事業をなさっていたのですが、それもこの中に入るのですか。このときはまだ保健センターと健康推進課のほうですし、「たち」のほうとは別の機関であったと思うのですが。そのときはまだその事業はなかったかもしれないですけども。今度は健康推進課が子ども家庭部のほうに入られましたよね。31年度から。その事業というのは、今度、子ども家庭支援課のほうで管理していらっしゃるのか、もうそれはなくなるのか、そういうところを教えていただけたらと思います。

事務局

発達支援のほうにつきましては、従前から行ってございまして、検診後に発達が気になるお

子さんですとか、お母さんが心配になっている方につきましては、経過観察で個別であったり、集団というところで支援させていただいて、そちらのほうも今はすいているような状況になりますけれども、母子保健型の利用者支援事業が始まったというところで、健診からではなくて妊娠中から支援をしていく中で、また赤ちゃん訪問ですとか健診を行っていたいて、経過がわかっている中で健診のときに発達支援だとか必要になった方はまた入ってくるところで、妊娠からお母さんとお子さんの状況を把握しながら支援ができるというところは、母子保健型の利用者支援事業の特徴になっております。

もう1つ、先ほど申しわけないのですが、申し上げなかったのですが、子ども家庭支援センターのほうで要対協がありますので、そちらのほうで気になる妊婦というところでは情報共有をしていたのですけれども、母子保健型の利用者支援事業と子育て世代包括支援センターが始まってからは、台帳全面を子ども家庭支援課の子育て支援センターとこちらのほうで共有するというところで、気になる点だけではなくて全部で情報共有するというところが、新しい利用者支援事業の取組となっております。

委員

そちらはそちらで続くのですか。それは「たち」での相談支援というのと、健康推進課の保健センターで行っていたものは別のものであって、今度は一緒にしていくということですか。それとも、これからも別々に行われていくことになるのですか。

事務局

今まで「たち」のほうで行っていたのは、主に児童虐待等の相談。保健センターのほうで行っているのは母子保健に関する相談。それぞれ相談員が担当地区を持っているのですね。一緒に課になったことで、担当地区同士の連携が図る会議を設けたりしまして、今までより一層保護が必要な方、支援が必要な方に対する支援を充実していこうという体制を取って、今、進めているところでございます。

会長

よろしいですか。何かまだご意見ございますか。

委員

一緒になって、これまでどおりの保健センターでは事業が続いて行われ、「たち」は「たち」でその支援事業を行っていくということで解釈してよろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。

委員

ありがとうございます。

会長

担当課は1つに統合されたけれども、行っている業務については、対象となるケースに分けて、虐待等いろいろ深刻なケースについては「たち」でということ、それ以外のさまざまな子育てにかかわる悩み等は保健センターでということ、今はそんなわけだけでも、統括して担当したところは1つになってきたということですかね。

ついでに認識を共有させていただきますけれども、今、大切なご質問をいただいたと私は思っているのですが、最初の4ページのところに、要するに中期計画、基本計画のところで、トップが施策の1が情報提供で、その中に利用者支援事業というのが入っている。非常に初めのほうに出てきているのですね。この利用者支援事業というのは、何年か前にできた子ども・子育て新制度の1つの目玉なのですよ。それまでは実はなかったものです。

それで、子ども・子育て支援法等の3法で何が変わったかといいますと、子育て支援という事業をそれまでは仕方なしに、そういうこともやらなければいけないからということになっていたのを、いや、そうではなくて、社会保障の1つの柱として位置づけるというか、つまりお金があってもなくても、行政上、子育て支援策をきちんと展開するということが行政の責務になったのですね。そういう法律ができたわけです。

そこで国としては、こういう子育て支援をやります、こういう子育て支援をやります。最低13事業をずらっと並べたのですが、これはどこの自治体でもやらなければならない義務になったわけですからね。

その中で、それまであまりなかったものが幾つか出たのですね。その1つがこの利用者支援事業というものです。というのは、いろいろ子育て支援をやっているのだけれども、当の子育てをやっている親はこういうことがあったときにどこへ行けばいいのだとか、前の市とここが違うのではないかとか、そういうことでせっかくある事業をうまく利用できないという問題があるとか、保育園に入りたいのだけれどもなかなか入れなくて、一体どこへ相談に行けばいいのだとか、そういうことがあったときに気軽に相談に行けて、いろいろな情報ももらえて、場合によってはその相談の中身が確かにそうだと。これは対応しなければいけないということで、既存のいろいろな中では対応し切れないから、行政上はいろいろ連携を取ってやらなければいけないとかいうことが起こったときに対応するというか、そういうふうにしていかないとせっかくつくった子育て支援のいろいろな事業が有効に活用されなくて、市民にとってはかなり無駄になってしまうのが出てくるということで、利用者が上手にその支援を受けられるためのいわば新しい窓口としてつくったのが支援事業なのですね。

それには2つのタイプがあって、例えば保育園などに行っているいろいろな相談をするという場合と、幼稚園の園長先生に相談するとか、そういうのでうちは相談を受け付けますよと看板を出しているところ。それは特定型といっている。それ以外に基本型といって、これは大体、多くは行政が直接完備している、役所の中だから置くのですが。そこのほうは単に相談だけではなくて、いろいろ情報をこちらのほうでネットワークを使ってあちらに伝えておきますとか、場合によってはケースをみんなで判断しなければいけない場合はそういう判断をしますとかいうことで、より本格的に情報の提供だけでは終わらないで対応していく、そういうことをやるのが基本型なのですね。

「はぐ」のほうで、「はぐ」の北山と三本木で基本形を始めたということですね。というこ

とで、より利用者支援事業も本格的にやってきているというのがこの評価なのですね。

ただ、狙いの1つは、今、委員がおっしゃってくださったように、あっちこっち、今まで縦割りですから、これは保健行政がやっていた、これは子育て支援課がやっていたということで、似たようなことを別々にやっていたということがしばしばあるのですね。できたらワンストップで、どこでもそこから紹介してもらえるとという方向にやっていかなければいけないということですね。

だから、将来的にはこの利用者支援の基本型というところが市民にとっては一番大事な窓口になっていって、そこへ行けば全部対応してもらえるとということになっていく可能性があるというか、そうしていかないと無駄になるということなのですね。

ですから、今、行政上やりやすいようにと1つの中で管轄している。ただ、扱うケースについては、今のようにそれぞれの特性に応じて、専門性のあるところが対応しているというやり方をやっていますというのが今の説明でした。これは実は、とても大事なところなのですね。

あとはよろしいですか。今のような形でどんだんご質問いただければ。ありますか。

委員

先ほどの説明の中で、横のつながりということで連携しながら支えていくというお話がありました。今、保健センターのほうで一本化されて案内をしていくということなのですが、もしも不安を抱えているお母さんがいて、保健センターに相談に行ったときには、その中でも保健師さんからこういうアドバイスみたいなものがもらえたりとか、そこから何かつながって、例えば育児支援のほうにつながっていくというような感じで、全体的にその方を見守っていくという捉え方でいいのですか。

会長

そういうふうにつまえていいかどうかですね。

事務局

保健センターのほうでもご相談は受けているのですが、どちらから入り口になっても同じようなサービスとか状況を見させていただいて、必要なサービスにつなげさせていただくということで、今、委員さんがおっしゃったような形となっております。

会長

ありがとうございました。ほかにどうぞ。読みながら皆さん、考えていただきたい。ちょっと僕のほうから質問なのですが、今、保育の世界では、散歩に出たときの子どもの安全をどう守るかということが物すごく議論になっているのですね。例えば滋賀県で車が突っ込んできて2人の子どもが亡くなって、十何人の子どもがというところがありましたよね。あれは僕が知っている園なのですね。きのうも我が家にその園関係の園長クラスの人が来て、いろいろな話をしたのですが、職員の中にも2つに分かれてしまっていて、もう散歩なんか危なくて出せない。日本の今の交通行政のもとでもう絶対的に子どもを守ると考えたら、怖く

て出せないという人と、そういうふうになってしまったら子どもを育てていく仕事はどんどん委縮していつてしまつて、大体園庭もあまりないような園がある中で、外は危ないからとなつたときにどうなるのか。ここは可能な限り安全ということを考えながらも、やはり子どもを外に出していくべきだと、本当に2派に分かれてしまつているという話をしていました。

それ以外に、実はこの間、毎日新聞に出ていましたけれども、園舎の建て替えをやっていると、ガシャッとやったらそこらからアスベストがわつと出てきてということが見つかつて、そのとき子どもが120人もいた。そこにアスベストがわあつとなつたということが見つかった。僕も調べてみたら、そんなの1つや2つではないみたいなのですね。

要するに、業者がそんなことをよくわかつていないという形、徹底していないというのですかね。「そんなもの、わあつとやればいいんだ」とやってしまうような、そういうところがまだかなり残つている。東南アジアにはむしろアスベストを使つている国がふえているという現状があつて、なかなか徹底していないのだということがわかりました。

私はすぐに関係しているところに、これから園舎の建てかえをしているところはもう徹底的に調べてもらつて、絶対そういうことがないようにとね。知り合いの作家に藤本義一というのがいたのですが、彼は僕の生まれ故郷の近所の人なのですが、私の生まれたところの近所にアスベスト工場があつて、藤本さんはその近所で生まれ育つて遊んでいたのですね。彼は中皮腫というアスベストのがんで亡くなつています。娘さんはそれを訴えようかどうかということまで考えているのだけれども、長年たつてかなりの率でやはりそのがんで亡くなつてしまうのですね。そこで働いている人はかなりそのがんで亡くなつています。

だから、最も原因がはっきりしているものなので、それがかなり大量に使われていて、古い建物、昭和の建物は大体使われていることが多いですよね。だから、解体するとき、子どもは絶対に来させてはいけないぐらいやらないといけないのですが、全然やつていないわけです。

交通事故というか、交差点で車が突つ込んで、車が交差点で、歩道には絶対に入つてこられないようにバンバンと何かを置いておけば、あんな事故にはならなかつたのですよね。でも、ここは子どもが散歩する可能性があるとか、普通の人がたくさん普通に歩いている可能性があるところの安全を図るためにそういうことをやつていくというのは、今まででここまでというのは、ただ運転する人がどんどん高齢者になつていつたり何かするということで、将来的には車の改良とかいろいろやると思いますが、少なくとも10年、15年は高齢者のドライバーがふえてきたりするというので、歩行者の安全をどう守るか。特に散歩に毎日出かけている幼い子どもたちの命をどう守るかということ、半分は子ども・子育て会議のテーマになつていると私は思つているのですね。どうするのか、府中の子どもたちは、ということで、この計画の中に、まちの中での子どもたちの安全をどう守るかということは、必ずしも計画の中に柱としてはなかつたような気がする。ありましたかね。

副会長

アスベストの件なのですが、新聞を見てびっくりしたというか、まだこんなことをやつていける保育園があつたのかというぐらいで、東京都の幼稚園はアスベストの問題が出て以降、毎年、アスベストを使つていないか、工事をするなら補助金を出さず、使つていないか使つ

ていないかと、使っていませんよと出しても、また次の年、本当に使っていないのか、工事をするなら補助金を出すよというのをもうあれ以降ずっとやっていますから、アスベストを使っているのを知らずに解体工事をして、そんなことに対して無神経だった、知らなかったという弁明を聞くと本当にそんな人がいるのかとびっくりするぐらいです。

保育園でも多分そうだと思うのですね。東京都は本当にアスベストに関してはもうすぐ動いて、ずっと補助金を出して調査していますから、これは大丈夫だと思うのです。

会長

何年ぐらい前からですか。

副会長

アスベストの問題は、中皮腫の問題が出て、発がん性があるってというような問題が出て、もう10年ぐらいやっているよね。10年以上か。

委員

10年以上ですね。

会長

建物は、今、築30年、40年のところを解体して、それで新しくするとき、築30年、40年前はかなりアスベストを使っているのですよね。それをちゃんと調べもしないで業者が解体してしまうということがあちこちで起こっているというのです。

副会長

それは多分、東京都は耐震化率がすごく高いのですね。幼稚園なんかは100%に近い。そうすると、建て替えか補強をしているので、もうアスベストを使っているというケースは少ないのだと思うのです。なので、私にとってはびっくりでした。

それともう1つは、散歩の問題に関しては、やはり保育園の特殊事情を考えると、安全に気をつけながら行ったほうがいいのではないかなというのが個人の意見なのですが、子どもを連れて、平和の中に危険が潜んでいるというのはもういつものことですので、亡くなった方には本当にご冥福をお祈りするしかないのですが、車が突っ込んでこられるような場所で待つなということを私はいつも言っています。ですから、ガードレールがないのなら電柱なり信号の柱なりの陰で待って、突っ込んできても障害物があるようなところで待てというのは言っているのですが、保育園は園庭がなくても今、認可になっているという事情があって、散歩はせざるを得ないということを考えると、やはりできるだけ危険のないようなところを通りながら、交差点では突っ込まれても何とかなるような場所で待つというのを徹底するしかないのかなと思っています。

会長

そうですね。ただ、こればかりは思わぬところでこうなるので。今おっしゃったように、

保育園の場合、園庭が物すごく狭かったり、なくても認可されてしまうのです。都心部などは結局、ものすごく運動不足なのですよね。データによると、幼稚園の子どもに比べると保育園の子どもは運動能力が低いのですね。どうしてもそうになってしまう。だから、一生懸命やっている先生方はやはりそれだけ頑張っていて、あそこの公園まで行ったら遊べるということのでやるので、しょうがない。

僕の個人的な希望なのですが、府中市の、特に保育園が、今、そういうことについてどういうふうに、散歩について注意しているかという実態を少し調査していただいて、少なくとも安全な道ばかり通ればいいのだけれども、どうしてもここは通らざるを得ないというときは、ここはもう少し子どものために何かガードしてもらえないかと、そういう要望というのはないのかどうかとかですね。市を挙げて守っていくしかないですからね。また後で個人的に相談しますけれども、何かそういう調査みたいなのをまずはやっていかなければいけない。子ども・子育て会議の責任でやったらいいのではないかなということも思います。

それから、アスベストは、東京都の場合はかなり丁寧にやってきたと思うのですが、それは1つの例で、要するに思いもかけないところで子どもたちの命が危険にさらされる可能性がある社会になってきたということで、なぜこんなことを言っているかということ、こういう計画がないなと思って、何か独自に考えていかないといけないなと思って発言したのですけれどもね。

ほかにないでしょうか。

委員

たびたび済みません。8ページの地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業ということなのですが、ここの評価が2ということで、ここのところが今後課題として取り上げていくということだったのですが、今、テレビの放送などでも、やはり親が1人で頑張ろうとして子どもを虐待してしまうケースとか、親のエゴで子どもを虐待してしまうといった問題などもすごく多くあって、こういったところは本当に親が問題を抱えて、なかなか相談できる場所がなかったりというのがすごくあるかと思うので、このところをやはり何か相談できるような場所とかいったところで、支援の拠点というところを早急につくってほしいなというのが、私としては考えているところなので、すごく難しいところではあるのですが、保育園の中にももう少し増やしてほしいとかいったところは意見として挙げたいところです。

会長

計画はまた後で、次の5年間の計画をつくるというところがありますので、そこではどのくらいというところをやっていただきたいのですが、現在のこの計画の中で、やはり2というのはもう少し厳しく、評価なので、やはりちゃんと目標を達成する、そういうご意見だとお伺いしました。

こういう子育てひろば支援拠点事業というのは、どれだけ個性豊かで、使いやすく、数もちゃんとあるというのをつくったほうが、今のところ、一番わかりやすい親に対する取り組みだと思うのですね。それをもう少しきちんと目標達成に向けてやるべきだというご意見をいただきました。ありがとうございました。

事務局

よろしいでしょうか。今の公立保育所でのひろばの関係の整備なのですけれども、現在2施設でございますが、今年度中に2施設、2カ所の保育所で基幹保育所として、要はひろば事業ができる施設整備を今年度中に2施設開業いたしますので、これで4施設になります。

残りの2施設につきましては、公立保育所がやはり老朽化ですとか、そういったものがありまして、移転・建て替えを含めて今後、保育所自体の整備をやっていかなければならないところで、移転する場合には移転先とか、その辺の調整も必要になってまいりますので、この2カ所についてはもう少しお時間を頂戴しないと整備できないかなという見通しになっております。

委員

ちなみにそれはどこにできるのでしょうか。

事務局

今、整備のめどが立っていない保育所と言いますと、本町保育所と小柳保育所というのが基幹保育所で整備のめどが立っていない状況でございます。

会長

ありがとうございます。市の計画として、公立保育所を基幹保育所として位置づけ直し、そこはその地域で子育て支援の拠点になっていくということを計画として持っているのですね。ですから、市立、公立の保育園は数としては減っていますけれども、機能を多様化していくという形で生かしていくという施策なのです。今年度、そういう形で基幹保育所の中での子育て支援が計画されているということです。

委員

最後の38ページのところに、児童虐待防止対策の推進というのがあるのですが、先ほども虐待のひろばもそういう役目ができるような場所にというお話もありました。今年1月、松戸の虐待の事件が起きたときに、どなたもそうだったと思いますが、私たちも民生委員をしているものですから、大変ショックを受けました。

やはり近所の方が聞いて、何か気がついたにもかかわらず、通報しなかったということもあたりで、やはり民生委員に何ができるかなといったら、そういう啓発を近所の方に向けて、「こういうときはちゃんと通報しましょう」みたいな、「今は義務なのですよ」ということを言って回りたい、そういうことをしましょうということで呼びかけもしましたし、何かそのときに配って回るようなチラシとかリーフレットのようなものがあるかと思って「たち」に聞きましたら、ほとんどなかったのですね、そういうものが。今は何もありませんと言われまして、びっくりしたのです。やはり、1年中、「たち」では虐待事例というのは毎年かなりの数を抱えていらっしゃると思うのですから、地域の人に対する啓発ですとか、そういう面でもう少しきめ細かく対応していただきたいなという気がしています。

国立のほかの地区に聞きましたら、あのときにもう即、広報誌の半面ぐらいで、市の広報

誌に虐待を起こさないように皆さんでこうやって注意しましょうというような記事を掲載されたということなのですね。臨時号外みたいな形で。そういうことでも府中市のほうでやっていただけたらよかったですと思います。

昔、まだそんなに前ではないですが、小中学生に虐待に遭ったらすぐお知らせしましょうというカードみたいなものを配られたと思うのですけれども、そういうものは今、小中学生に配っていらっしゃるのでしょうか。こんな小さいカードだったと思うのですが、ぜひそういうものをどんどん昔のように配ってあげたり、よくル・シーニュとか文化センターのトイレの中に女性問題の相談窓口はここですよという小さいカードがたまに置いてあるのですが、そういう公共のトイレのところに子ども向けに小さいカードを置いてあげたりとかしていただくと、お子さんたちにも相談窓口はここに行けばいいですよということが伝わると思うので、そういう対策を少ししていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

会長

お願いします。

事務局

今、児童虐待については、直近でもさまざまなニュース等に出ておりまして、大変痛ましい事件だと認識しておりますし、大変悲しい事件だなと思っています。「たち」におかれましては、児童虐待防止に向けて、まずは市内の小中学校の校長会に出向きまして、関係資料を配布するとともに今後こういう場合はすぐに「たち」のほうに連絡をしていただきたいというお話をさせていただいたり、公共施設などには児童相談所、「189」、いち早くという短縮の電話番号がありますが、その普及啓発ということで、ポスターを掲示して周知を図っているところでございます。

また、庁舎のほうにもちょうど正面に「ストップ児童虐待」という懸垂幕を掲げて、皆さんの多くの方に目に触れる機会をつくっているところでございます。

先ほど委員さんのほうからお話ございましたカードにつきましても、今、児童相談所のほうにも、その配布ということでお願いをしております、それが届き次第、また広くPRするとともに、今後の予定としましては、8月に行います商工まつりのときには、境内のところでもPRブースを設けまして、広く周知また児童虐待防止の対策を取っていきたいと思っているところでございます。

会長

イギリスでチャイルドラインというのが始まりましたね、あちこち電話があって、虐待されている子どもはそこに電話をすればサポートがきて、子どもが自らを救うための電話網です。もちろんイギリスの場合、数十人の専門の職員がいて、やったわけですけれども。

府中の場合は、子どもに何かあったらここに電話しなさいよと言ったときに、それは「たち」になるのですか。

子どもたちに必ず電話するのだよということを周知していくという、それをもう少し丁寧にやっていただきたいというご意見だったと思います。

一時期ほどそういうチャイルドラインの活動が活発ではないのですね。やはり、この間の千葉県などはあの子が訴えるところとかくまってくれるところ、訴えたところでちゃんとかくまってもらえるところがちゃんとあれば救われていた可能性があるわけですから。そういうことがある程度わかりやすい取り組みとして取り組んで、とても痛ましい事件で、府中市で絶対にあんなことが起こらないようにするために考えてくださっていると思うのですが、ここについてもしばらく重点課題になるのでしょうか。

ありがとうございました。

委員

すみません。虐待について私も心を痛めることがたくさんあるのですが、ここの会議で質問していいかわからないのですが、実は私たちは小さな子どもとか女性とか女子高生とか、いろいろかかわる中で、虐待されていると思っていないとか、それが虐待とわからないというケースがすごく多くて、私たちが話をすることでそれが初めて虐待だということが見えてくるのですけれども、そういうことは一般市民だと質問はきっとその子にできないでしょうし、こういうことは虐待だよということを学校を通してなのか、何かそういう方法というのはあるのでしょうか。その辺、私はわからなくて、この場で質問させていただきます。

会長

市民に、こういうのは虐待なのですよということをわかってもらって、子どもの生きる権利を守るために、啓発活動をどういうふうにやっているかという、そういうご質問ですが。

事務局

虐待というのは身体的なものだけではなくて、心理的、性的、育児放棄ですとか、非常に多く要素があるのですが、こういったものが虐待だよというところをお子様にも認識していただく、また、親からのしつけという名の暴力、それも虐待になるのだよというところで制度が変わってきておりますので、その辺については今、ポスター等で周知を図っているところでございます。この普及啓発というのは非常に大事だということは認識しておりますので、今後どういったことが効果的な普及啓発につながるか、それを検討いたしまして、積極的な周知に努めていきたいと思っております。

今のご質問で言いますと、今お知らせしている方法としては、ポスター等による啓発というところで進めているところでございます。

会長

市には虐待を防止するためのこういう委員会みたいなものはあるのですか。そこで頑張っておやっていたかと。

参考のために申し上げますと、虐待という言葉が私などは、かなり強い言葉ですよ。おっしゃったように「それは虐待ですよ」というとき、虐待でイメージするのは殴った

り、蹴ったり、食べさせなかったりとかそういうレベルではないですか。ところが、例えばイギリスで虐待防止法という法律ができたのが1980年前後なのですが、そこで虐待という言葉で使っている英語は「マルトリートメント」なのですね。日本にはアメリカから入ってきた「チャイルドアブユーズ」という言葉なのですね。チャイルドアブユーズとマルトリートメントではかなり概念が違うのですが。

イギリスの場合はポスターなんかで、「これは虐待ですよ」というポスターを見たら、例えば「ねえ、ママ」と子どもが言っているのに返事をしない。これはマルトリートメントです。そういう例がいっぱいポスターに書いてあるのです。マルトリートメントというのは間違った対応という意味なのです。子どもが求めているのに対して、丁寧に対応しないというのはマルトリートメントですよ。それを虐待と訳すと、「そんなことやっていませんよ」と。不適切な対応をして、子どもは自分の訴えを無視されているという。ネグレクトというところまで無視するという、そういうのはネグレクトなのです、実は。

ですから、子どもを本当に守ろうとしたときに、イギリスなどは非常にはっきりしているのは、「こういうことはマルトリートメントです」ということで、それで法律で罰せられるのです。小学生の子どもだけを家に残して親が出て行ったら、これはマルトリートメントですから、親は罰せられます。もう法律で罰せられます。その辺は、日本に比べると、子どもを守ろうという法的な姿勢が物すごくしっかりしていますよね。

だから、もう少し啓発・啓蒙のときに、暴力をふるうとか、御飯を食べさせないとか、そういうことだけを行っているのではないというあたりをうまく伝えていかなければいけないですね。

今回、虐待問題がこんなになってきて、本当にもう国民みんなが心を痛めているのですけれども、それに対してどう取り組んで行くかということ、さっと書いてはありますけれども、重点的にやはりやっていかないといけない。幾つかそれが出てきているので、ぜひそれはここで話題にしていきたいと思います。ありがとうございました。

あとはいいですか。もし、私も一通りは目を通したのですが、細かに読んでみて、このところはもっとこういうふうに評価すべきでないかということがございましたら、電話でもメールでも結構ですので、また事務局のほうにお伝えいただければと思います。

それでは、議題の2番目、「平成30年度府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について」の議論はここまでいたします。

あと残された本日の議題は、その他でございます。その他について、事務局のほうから何かございましたら、お願いします。

事務局

それでは、事務局より1点ご報告と、2点連絡事項がございますので、お伝えさせていただきます。

まず、ご報告ですが、昨年度、本審議会に答申をいただきました「府中市子どもの未来応援基本方針」につきまして、平成31年2月25日から3月25日までパブリック・コメント手続を実施いたしましたところ、ご意見はございませんでした。その結果、原案どおり作成いたしましたので、ご報告させていただきます。冊子ができ次第、委員の皆様には、子ど

もの生活実態調査の調査報告書とあわせて送付させていただきますので、ご承知おきください。

続きまして、連絡事項の1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成し、後日、委員の皆様にご確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、7月10日水曜日、午後2時からを予定しております。改めて開催通知を送付させていただきますので、ご承知おきください。

事務局からは以上でございます。

会長

事務局から説明がございました。「府中市子どもの未来応援基本方針」が策定された日時は1月1日ですか。いつになりますか。

事務局

作成時点につきましては、平成31年4月ということになります。

会長

31年の4月ということ。来年の4月から。

事務局

今年の4月からです。

会長

ということで、もうあの文書が基本方針として生きているということになるわけですね。ありがとうございました。では、ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、少し早く終わります。ご協力ありがとうございました。今日はこれで終わりたいと思います。ご苦労さまでした。